

■策定の趣旨・目標年度 【本編：第1章 P1~6】

【水道を取り巻く環境の変化】

○人口減少社会の到来による水道需要の減少、料金収入の減少が生じています。  
○水道施設の老朽化、頻発する自然災害への対応など、給水サービスを向上させるための新たな取組が求められています。

【国の動向】本編：P1~2

○厚生労働省は、将来を見据えた水道の理想像を明示しその実現や水道事業の基盤強化を図るため、都道府県には「都道府県水道ビジョン」、水道事業者などには「水道事業ビジョン」の策定を要請しました（2014（平成26）年3月）。また、総務省及び厚生労働省は、都道府県に水道広域化推進プランの策定を要請しました（2019（平成31）年3月）。  
○厚生労働省は、水道法の一部を改正しました（2019（令和元）年10月1日施行）。

【佐賀県におけるこれまでの取組】本編：P3~4

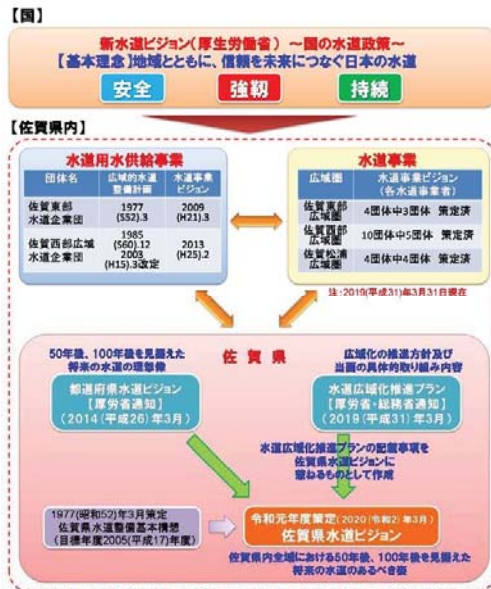
○佐賀県では、水道施設の計画的、合理的な整備を図るため、1977（昭和52）年3月に水道整備基本構想を策定しました。  
○水道整備基本構想は県内を3つの広域圏に分け、各広域圏内の水道事業及び水道用水供給事業の一体化を図り、最終的には県内水道の一元的な運営を行うことを目標とするものでした。  
○本県は水道整備基本構想に基づき、水道事業者及び水道用水供給事業者の協力のもと広域的水道整備計画を策定しました。  
⇒ これらの取組により、水道普及率の向上、広域圏内の事業統合など、一定の効果を得ることができました。

【佐賀県水道ビジョン策定の趣旨】本編：P1

○県内総人口は1996（平成8）年をピークに減少傾向である一方、水道施設の老朽化による更新需要の増大や大規模災害に備えた施設の耐震化などによる費用増大が見込まれ、水道の経営環境は非常に厳しいものとなってきています。また、本県は簡易水道事業や小規模水道施設なども多く、将来の事業経営が難しい水道事業者及び専用水道、小規模水道施設も多くあります。  
○このような状況を踏まえ、県内全域の水道を対象に、現状と課題の整理、将来の目標と、その実現方策を設定し、水道関係者が広域的に連携しつつ様々な取組に挑戦できる体制を整備し、将来にわたって持続可能な水道の経営基盤を確立することを旨として「佐賀県水道ビジョン」の策定を行うこととしました。

【佐賀県水道ビジョンの計画期間】本編：P6

○計画期間は、2020（令和2）年度から2034（令和16）年度の15年間とします。



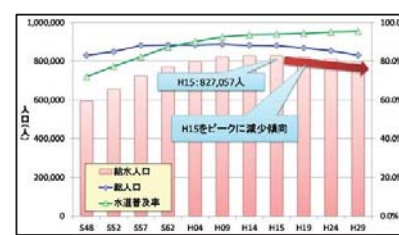
佐賀県水道ビジョンの位置付け



県内の3つの広域圏

■県内の水道の現況・将来見通し 【本編：第3~5章 P21~61】

【給水人口・水道普及率の推移】本編：第3章 P21



給水人口・水道普及率の推移

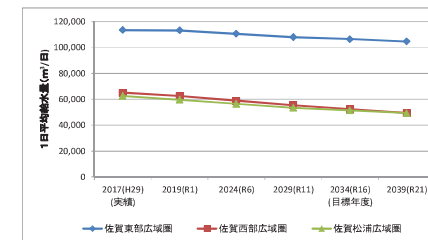


【耐震化の現状】本編：基幹管路の耐震適合率及び耐震化率のみ第3章 P31



浄水施設・配水池の耐震化率、基幹管路の耐震適合率・耐震化率（上水道事業・水道用水供給事業）

【給水の実績と水需要の見通し】本編：第4章 P36~37



水需要の見通し（1日平均給水量）

水需要予測の結果、いずれの広域圏においても人口が減少していくことから、1日平均給水量も減少していきます。2017（平成29）年度実績に対する2034（令和16）年度（目標年度）の予測値の比率は、佐賀東部広域圏が94%、佐賀西部広域圏が80%、佐賀松浦広域圏が82%となる見通しです。

【事業経営の見通し（従来通りの単独運営の場合）】本編：第5章 P52~57

単独運営を継続した場合の事業経営の見通し

広域圏	【2020(R2)~2034(R16)：15年間】		【2035(R17)~2069(R51)：35年間】	
	純損益（赤字となる団体）	資金残高（資金不足となる団体）	純損益（赤字となる団体）	資金残高（資金不足となる団体）
佐賀東部広域圏（4団体）	1団体	1団体	3団体	3団体
佐賀西部広域圏（11団体）	3団体	1団体	11団体	9団体
佐賀松浦広域圏（4団体）	1団体	1団体	4団体	4団体

■基本理念・理想像 【本編：第8章 P86～87】

県内の水道事業（上水道事業、簡易水道事業）及び水道用水供給事業における現状分析・評価・課題整理の結果を踏まえて、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、本県の水道の理想像を次のとおり設定し、関係者間で共有します。



佐賀県水道ビジョンの基本理念及び理想像

■理想像実現のための方策 【本編：第8章 P88～101】

「安全」「強靱」「持続」の視点ごとに整理した課題に対して、本県の水道の理想像実現に向けて実行する方策は以下のとおりです。

理想像実現のための方策

理想像	実現方策	本編掲載ページ
『安全』 いつ飲んでも安全な信頼される水道	①水安全計画の策定	P88
	②原水水質に応じた適切な施設整備及び水質検査実施体制の把握	P89
	③鉛製給水管の早期解消	P90
	④指定給水装置工事事業者制度の改善	P90
	⑤簡易専用水道法定検査受検率及び小規模貯水槽水道検査受検率の向上の促進	P91
『強靱』 災害に強く、たくましい水道	①施設・設備台帳整備の推進	P92
	②水道施設・管路の耐震化の推進	P93
	③バックアップ機能及び災害対策の強化	P94
	④災害時の危機管理体制の強化	P95
『持続』 いつまでも近くにあり続ける水道	①水道事業ビジョンの策定	P96
	②水道広域化の推進	P97
	③施設の適正な維持管理及び情報電子化の検討	P98
	④アセットマネジメントに基づく事業計画の策定	P99
	⑤経営見通しに基づく料金水準の最適化に関する検討	P100
	⑥人材育成及び組織体制の強化	P101
	⑦経営基盤の強化	P101

■水道広域化の推進 【本編：第9章 P103～127】

理想像実現のためには、水道事業と水道用水供給事業が連携し、経営基盤や技術基盤の強化を図る必要があります。その方策のひとつである水道広域化は特に重要な取組となります。水道広域化を実践することで、地域全体における水道事業にかかる運営費用の縮減や、適切な人材配置による運営基盤の恒久的な維持向上などの効果享受でき、水道のサービス水準の格差の是正や向上につながります。

本県では、県内での広域連携の現況、水道事業者及び水道用水供給事業者の水道広域化に対する意見・意向を考慮し、本県における水道広域化の第一歩として、**広域圏単位の連携・協力**から始めます。

本県における水道広域化の推進方針

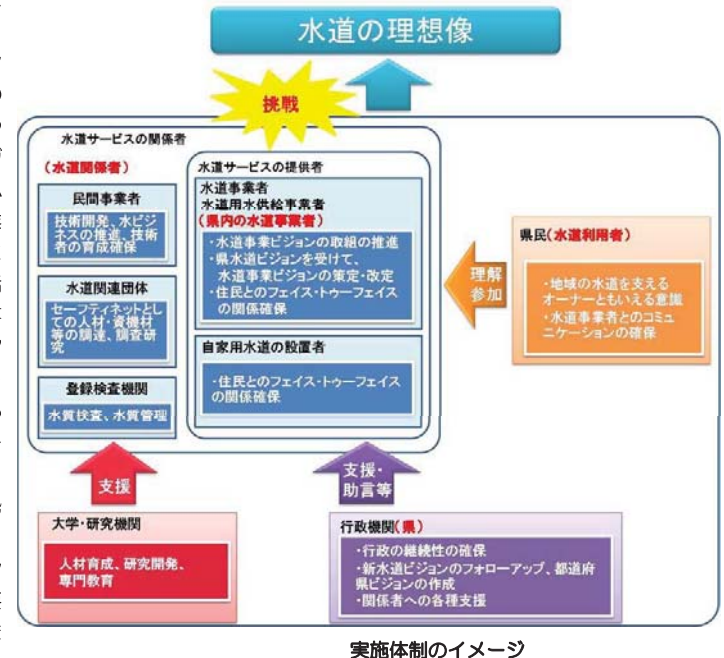
期間	推進方針
2020（令和2）～2034（令和16）年度（本ビジョン計画期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 2024（令和6）年度までに各広域圏で組合営簡易水道事業などの事業統合などの要望がない関係者へヒアリング調査を行い、要望に応じて事業統合などの検討を進める。</li> <li>◇ 2034（令和16）年度までには、広域圏単位で事務及び管理業務、システム構築などのソフト面を主体とした広域連携の検討及び実施を進めるものとする。</li> </ul>
2035（令和17）年度～（本ビジョン計画期間以降）	◇ 県内1水道を見据えた事業経営を目指し、検討を進める。

■関係者の役割分担・佐賀県水道ビジョン策定後のフォローアップ 【本編：第10章 P128～130】

県及び県内の水道事業者、その他水道関係者に期待する役割について、以下に示します。この役割分担を基に、それぞれの立場、又は関係者間で連携を図りながら、本ビジョンに掲げた実現方策を推進していくこととします。

なお、本ビジョンで掲げた実現方策の目標の達成状況については、「水道事業ガイドライン JWQA Q100」に基づく業務指標（P1）など定量的な指標値を活用し、県内の水道事業者などへ毎年ヒアリングやアンケート調査などを実施することによりフォローアップします。

さらに、社会情勢の変化に応じて、5年毎を目安に本ビジョンの見直しが必要かどうか確認します。



実施体制のイメージ